



# News Letter



天達共和律師事務所  
East & Concord Partners

## 目 次

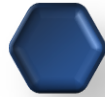
|                                                                   |   |
|-------------------------------------------------------------------|---|
| ◆ 天達共和及び知的財産部ニュース速報-----                                          | 2 |
| ➢ 楊斌博士、崔逢銘博士が中華全国律師協会知的財産権専門委員会の 2026 年度業務交流会で特別講演を実施             |   |
| ➢ 天達共和法律事務所の最近の受賞実績                                               |   |
| ◆ 最新知財動向 -----                                                    | 4 |
| ➢ 最高人民法院が 2026 年知的財産権広報週間に記者会見を開催                                 |   |
| ➢ 最高人民法院が植物新品種事件における技術的事実認定業務指針を公布                                |   |
| ➢ 国家市場監督管理総局が新版「営業秘密保護規定」を公布                                      |   |
| ◆ 代表事例速報 -----                                                    | 6 |
| ➢ 最高人民法院が公表した「2025 年人民法院知的財産権十大典型事例」                              |   |
| 事例 1: フレーズ型商標の識別力判断に関する行政事件——潘某有限公司と国家知識財産権局の商標登録出願拒絶査定不服審判行政紛争事件 |   |
| ◆ TOPICS -----                                                    | 8 |
| ➢ 権利保護行為と恐喝罪の成否の境界に関する考察                                          |   |

### 楊斌博士、崔逢銘博士が中華全国律師協会知的財産権専門委員会の 2026 年度業務交流会で特別講演を実施

このたび、中華全国律師協会知的財産権専門委員会の 2026 年度業務交流会が海南省海口市において開催された。天達共和法律事務所のマネージングパートナーであり武漢オフィス管理委員会主任である楊斌博士、およびパートナーの崔逢銘博士が招待を受け、出席した。会議期間中、楊斌主任は著作権法分科会のテーマ別ディスカッションの司会を務めた。また、崔逢銘博士は基調講演者として登壇し、「生成 AI サービス提供者の著作権侵害責任の認定」をテーマに講演を行った。崔博士は、国内外の最新判例、監督・規制政策の動向、および業界における実務運用事例を踏まえながら、生成 AI 分野における著作権侵害の認定基準とその核心的な法理を詳細に分析した。また、AI サービス提供者の権利と義務の境界を明確に示すとともに、プラットフォーム運営におけるコンプライアンス体制の構築、リスクの予測・管理、紛争対応に至るまでの実務的な対応プロセスを体系的に整理した。

本講演は、業界が直面する主要な課題を取り上げ、理論面と実務面の双方から検討が行われた。法律実務やイノベーション企業の事業活動に関わる論点について、具体的な分析や提言が示され、出席した司法関係者、業界専門家および企業関係者との間で活発な意見交換が行われた。また、本講演は、天達共和法律事務所による人工知能をはじめとする新たな知的財産分野における継続的な取組を紹介する機会ともなった。





## 天達共和法律事務所の最近の受賞実績

### IAM Patent 1000 2026

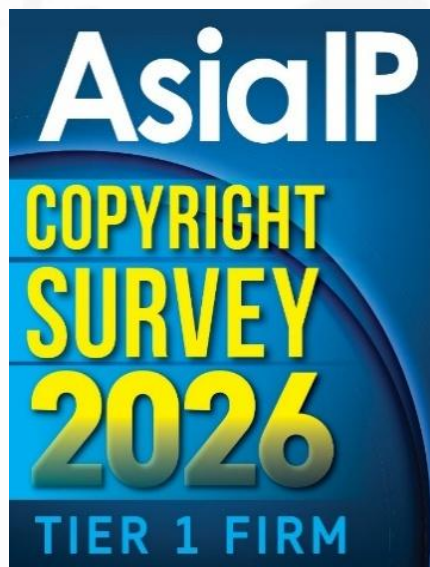
天達共和法律事務所は、IAM Patent 1000 2026 の「専利訴訟」分野における法律事務所ランキングに選出された。また、張嵩弁護士、薛侖弁護士、関剛弁護士が、同分野の個人ランキングに選出された。更に張嵩弁護士および薛侖弁護士は、「専利出願」分野の個人ランキングにも選出された。

### 「知識産権管理」

天達共和法律事務所は「Knowledge IP Trusted Talent Firms 2026」を受賞した。また、知的財産部のパートナーである張嵩弁護士は、卓越した専門能力が高く評価され、「専利スター (Patent Stars)」に選出された。

### 「Asia IP 2026」ランキング

天達共和法律事務所は、法律専門誌 Asia IP より「年間最優秀著作権法律事務所」に選出されるとともに、「Asia IP 2026 著作権法律事務所ランキング」において Tier 1 の評価を獲得した。



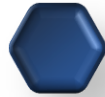
### 最高人民法院が 2026 年知的財産権広報週間に記者会見を開催

第 26 回世界知的所有権の日に合わせて、最高人民法院は記者会見を開催し、「中国法院における知的財産権の司法保護の現状(2025 年)」、「人民法院知的財産権司法保護实施方案(2026~2030 年)」(以下「实施方案」という。)、 「最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」(以下「司法解釈」という。)および「2025 年人民法院知的財産権典型事例」を公表した。記者会見には、最高人民法院副院長の陶凱元氏、民事第三審判廷長の李劍氏、知的財産権法廷副廷長の邵中林氏が出席し、記者からの質問に回答した。司会は、最高人民法院報道官の林文学氏が務めた。

発表によると、2025 年に全国の法院が新たに受理した各種知的財産権案件は 55 万 2,600 件、終結した案件は 53 万 9,600 件に上った。主要指標は引き続き改善し、事件処理の状況もおおむね安定している。このうち、技術関連知的財産権の民事第一審事件は 6 万 4,000 件であった。また、2025 年に全国の法院が独占行為を認定した事件は 27 件で、不正競争に関する民事第一審事件は 10,135 件が終結した。人民法院は重点分野における営業秘密の保護を継続的に強化している。最高人民法院と最高人民検察院は共同で、知的財産権刑事司法解釈を公布し、営業秘密侵害犯罪の成立要件をさらに明確化した。

近年、最高人民法院は、いわゆる「專利狙撃(Patent Sniping)」や「多数の権利行使訴訟を提起し、不当な利益を得る行為」など、信義誠実の原則に反する行為がイノベーション環境に及ぼす悪影響を重視している。悪意ある訴訟や権利濫用への対策を強化することにより、企業の技術革新を支える良好な法治環境の整備を進めている。

涉外知的財産権訴訟については、2025 年に全国の法院が新たに受理した第一審案件が 11,066 件となり、前年比 34.1%増加した。人民法院は、中国が国際的な知的財産紛争の解決地として有力な選択肢の一つとすることを目指すとともに、国際的な知的財産ガバナンスにも積極的に関与している。2025 年には、中国の法院による判決文 66 件が新たに WIPO Lex データベースに収録された。また、中国初の種苗産業に関する知的財産権司法保護事例 9 件が、国際植物新品種保護同盟(UPOV)の事例データベースに掲載され、中国は同デ



データベースの収録事例数が最も多い国となった。

出典: 人民法院報

### 最高人民法院が植物新品種事件における技術的事実認定業務指針を公布

2026 年 6 月 9 日、最高人民法院は「人民法院による植物新品種事件の審理に関する技術的事実認定業務指針」を公表した。

「指針」は全 8 章 40 条で構成され、植物新品種権に関する民事・行政紛争における技術的事実の認定について定めている。同指針は、品種同一性、親縁関係、派生関係等に関する認定事項を明確にするとともに、鑑定の委託、専門家意見、専門家補助人、技術調査官、専門家陪審員、技術コンサルティングなどを活用した、多角的な事実認定メカニズムを構築している。また、圃場観察、分子マーカー検査、対照サンプルの選定、形質の差異の判定、追加検査を実施するための条件および親縁関係の検査のルールを詳細に定めている。このほか、鑑定意見および専門家意見の審査・質証（当事者による証拠の確認・反論）・出廷に関する要件、鑑定期間、法令違反に対する措置、および虚偽の意見に対する責任についても規定している。

### 国家市場監督管理総局が新版「営業秘密保護規定」を公布

2026 年 2 月 24 日、国家市場監督管理総局は新版「営業秘密保護規定」を公布した。同規定は 1995 年の旧規定に代わるものであり、2026 年 6 月 1 日から施行される。全 31 条から構成される同規定は、営業秘密の行政保護に関する具体的なルールを整備するものであり、部門規章において営業秘密の認定基準、侵害行為の類型および行政保護手続を詳細に規定している。これにより、市場監督管理部門による法執行や事件処理、ならびに企業のコンプライアンス経営に対し、より明確かつ実務的な指針が提供されることとなった。





### 最高人民法院が公表した「2025 年人民法院知的財産権十大典型事例」

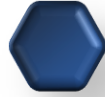
#### 事例 1

フレーズ型商標の識別力判断に関する行政事件——潘某有限公司 vs 国家知識産権局・商標登録出願拒絶査定不服審判行政紛争事件

最高人民法院(2025)最高法行再 200 号

#### 【事件の概要】

潘某有限公司は、2021 年 6 月 24 日、「乔治勋爵的悲剧(ジョージ卿の悲劇)」を商標として、中国国家知識産権局に出願し、第 3 類のオーデコロン、コロン、香水等を指定商品とした。関連業界では、それ以前から「蓬帕杜夫人的茶杯(ポンパドゥール夫人のティーカップ)」、「花花公主的秘密(花々のプリンセスの秘密)」、「莎菲女士的日记(サフィー夫人の日記)」、「奥德利夫人的秘密(オードリー夫人の秘密)」など、一定のフレーズからなる商標が登録されていた。また、潘某有限公司は 2020 年以降、中国国内で「乔治勋爵的悲剧」ブランドの香水を販売していた。複数のオンラインプラットフォームにおいて、消費者やメディアが「乔治勋爵的悲剧」の名称を用いて、同社が販売する特定の香水商品に言及していた。国家知識産権局は、本願商標がフレーズ(短文)から構成されており、香水等の商品に使用された場合、関連公衆がこれを商標として認識することは困難であり、商品の出所識別機能を果たすことが困難であると判断した。その上で、当該商標は商標法第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「識別力を欠く標章」に該当するとして、登録出願を拒



絶した。潘某有限公司はこれを不服として行政訴訟を提起した。第一審法院は、当該商標は識別力を欠くとして、原告の請求を棄却した。潘某有限公司は控訴したが、第二審法院も控訴を棄却し、原判決を維持した。このため、同社は最高人民法院に再審を申し立てた。

#### 【裁判結果】

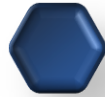
最高人民法院は再審において、次のように認定した。

「乔治勋爵的悲剧」という文字の組み合わせは、日常生活で一般的に用いられる慣用的な語句や定型表現ではなく、その構成、意味および称呼には一定の独創性がある。また、その構成要素は、いずれも香水業界において一般的または慣用的に使用される標章ではなく、全体として識別力を有する。さらに、「乔治勋爵的悲剧」を香水等の商品に使用しても、商品の宣伝文句や説明的表示には該当せず、香水商品の機能、用途その他の特徴とも関連性を有しない。加えて、関連業界における商標登録の実情を見ると、本件商標と類似する商標がすでに多数登録されていた。提出された証拠からも、関連公衆が「乔治勋爵的悲剧」という名称を、特定の香水商品を指すものとして認識しており、商品の出所を示す標識として受け止め得ることが認められる。以上から、「乔治勋爵的悲剧」商標が香水等の商品について使用された場合、商品の出所識別機能を果たし得るものであり、本来的な識別力（固有の顕著性）を有すると判断した。その結果、最高人民法院は第一審判決、第二審判決および被訴行政決定を取り消し、国家知識産権局に対し改めて決定を行うよう命じた。

#### 【典型的意義】

本件は、フレーズ型商標の識別力の認定に関する典型的な事例である。本判決は、フレーズ型商標の識別力の判断基準を明確にし、識別力の法的本質および市場の発展実態を的確に把握するとともに、事業者の登録の自由と社会の公益とのバランスを図り、ブランドの成長を支える環境を整え、市場主体のイノベーションの活力を効果的に喚起した。





### 権利保護行為と恐喝罪の成否の境界に関する考察

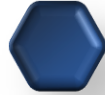
はじめに

我が国における法治の進展に伴い、国民の法意識や権利意識も次第に高まっている。民事上の権利行使は、本来、自己の適法な権利利益を保護するための正当な手段であり、侵害された権利を回復することを目的とする。これに対し、恐喝罪は違法な財産取得を目的とする犯罪であり、両者はその主観的目的および客観的手段のいずれにおいても、明確に区別されなければならない。もっとも、司法実務においては、権利行使の過程で、請求額が過大であることや、通報、公表等の威圧的手段が用いられることから、恐喝罪との区別が困難となる事例も少なくない。したがって、権利保護を目的とする行為と恐喝行為とをどのように区別し、法を適切に適用するかは、刑法理論および司法実務において早急に検討すべき重要な課題となっている。この問題は、国民が自己の適法な権利利益を適切に行使し、保護することができるかという点に関わるだけでなく、法の適正な執行および社会秩序の維持にも深く関係する。

#### 一 恐喝罪の定義および構成要件

「刑法」第 274 条および関連する刑法理論によれば、恐喝罪とは、不法領得の目的で、公私の財物の所有者または保管者に対し、脅迫または威迫的手段を用いて財物を交付させ、その金額が比較的大きく、または恐喝行為を複数回行った場合に成立する犯罪である。本罪の主体は一般主体であり、主観的要件としては、不法領得の目的を有することが必要である。客観的要件とし





ては、行為者が脅迫または威迫行為を行い、それによって被害者に恐怖心を生じさせ、被害者がその恐怖心に基づいて財産を処分し、その結果として行為者が財産を取得するとともに、被害者に財産上の損害が生じることを要する。なお、脅迫の内容が、実際に実行されることまでは要求されず、被害者に恐怖心を抱かせるものであれば足りる。

## 二 権利行使と恐喝罪の認定をめぐる困難(抜粋)

裁判実務においては、性質の近い権利行使が恐喝罪に該当するか否かについて、司法機関の間で判断が分かれている。刑事責任を認める例がある一方で、行き過ぎた権利行使にとどまり、犯罪には該当しないと判断される事例もある。このような同種事案における判断の相違は、正当な権利行使と恐喝行為との境界が曖昧であることを示している。

(一) 過大な賠償請求額と「不法領得の目的」の認定をめぐる問題

(二) 権利行使手段の適法性の境界が不明確であること

(三) 権利行使の根拠となる権利の認定に争いがあること

## 三 権利行使と恐喝罪を区別するための判断枠組み(抜粋)

(一) 主観面

「不法領得の目的」は、権利行使と恐喝罪とを区別する上で最も重要な主観的要素であり、その認定は請求額の多寡のみを基準とすべきではなく、総合的かつ実質的な判断によって行われるべきである。

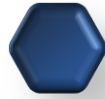
1. 権利の根拠に真実性があるか
2. 権利の根拠に適法性があるか
3. 権利の根拠に関連性があるか
4. 請求額が著しく高額であることのみをもって、不法領得の目的の存在を認定すべきではない

(二) 客観面

権利行使の手段が恐喝罪にいう「脅迫または威迫」に該当するか否かについては、その手段の性質、強度及び社会一般の通念を踏まえて、総合的に判断する必要がある。

行為者の適法な権益が不当に侵害された場合、関係機関に通報・告発もしくは告訴を行い、または人民法院に訴訟を提起することは、法律上認められた正当な権利行使であり、これらの手段自体は適法なものである。また、いかなる公民も報道機関による世論監督を求める権利を有しており、事案をメディアに公表することは、その性質上、関係機関への申立てや法院への提訴と本質的な差異はなく、いずれも法律に保護された権利行使に該当する。したがって、上記のような方





法によって権利を主張し、損害賠償を求めた場合、そのような手段を用いたという事情のみから直ちに恐喝罪にいう「脅迫または威迫」と認定すべきではなく、行為者の主観的目的について実質的な審査を行う必要がある。公表または告発の内容が客観的事実に基づき、公表または告発の対象事項と侵害された権益との間に実質的な関連性が存在し、かつ賠償請求に適法な権利根拠が認められる場合には、たとえ行為者がこれらの手段によって相手方に圧力をかけて賠償を求め、その請求額が著しく高額であったとしても、恐喝罪に該当すると認定すべきではない。

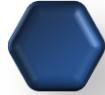
### 結語

権利保護行為と恐喝罪との境界をめぐる問題は、刑法が、権利保護と社会秩序維持との間でいかに適切な均衡を図るかという問題にほかならない。その解決にあたっては、実質的かつ総合的な判断枠組みを確立することが重要である。主観面については、権利の根拠の真実性、適法性及び関連性を中心として、不法領得の目的の有無を慎重に認定し、請求額が著しく高額であることのみを理由として不法領得の目的を推認することは避けるべきである。客観面については、行為手段の性質、強度及び社会一般の通念を総合的に考慮して判断しなければならない。真実かつ適法な権利根拠を有し、その手段も明らかに適法な範囲を逸脱していない権利行使については、刑法は必要な謙抑性を保つべきである。このような紛争については、まず民事上の手段による紛争解決を優先すべきであり、刑事手段による民事紛争への不当な介入は避けるべきである。権利行使と犯罪取締りとの間に明確かつ合理的な境界を設けることによって、初めて法に基づいて権利を守る公民の信頼と自由を確保できる。同時に、「権利保護」を名目として実質的には恐喝にあたる行為を適切に防止することも可能となる。これにより、法的効果と社会的効果の統一を実現することができる。

史銳、陳嶽崙

出典：天達共和法律觀察





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : [ip@east-concord.com](mailto:ip@east-concord.com)

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号  
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号  
中洲大廈 24 階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518026

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路  
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347  
号国金センターオフィスビル 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

Fax: (86-25) 8317 8111

郵便番号: 210019

北京東城区支所(デジタル化)

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号  
ラッフルズシティ北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100007

香港支所

住所: 香港灣仔港灣道 26 号華潤大廈 28 楼  
2803、2803A 室

Tel: +852 2816 6888

Fax: +852 3797 3835

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号  
亮馬河大廈 1 座 22 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街  
19 号金禾センター 28-29 階

Tel: (86-27) 8860 3060

郵便番号: 430074

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号  
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

郵便番号: 610094

西安支所

住所: 西安市高新区錦業路 1 号都市  
之門 B 座 709 室

Tel: (86-29) 6886 1913

Fax: (86-29) 6866 1913

郵便番号: 710065

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城洗村路  
5 号凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

郵便番号: 510623

バンクーバー支所

住所: カナダ ブリティッシュコロンビア州 バ  
ンクーバー 西ジョージア通り 701 号 555 室

Tel: +1 236 607 0146

Fax: +86 20 2282 9269

東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2 第一生  
命日比谷ファースト 12 階 〒100-0006

Tel: +81 3 6892 5570